

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の取り扱いについて

（学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領 一部抜粋）

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄付することを目的としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- （1）休暇、所用による帰省
- （2）実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- （3）学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- （4）就職又は進学のための受験等
- （5）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- （6）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- （7）保護者の旅行への随行